

自動車税の納税はお済み でしょうか

(町民税務課)

平成24年度の自動車税の納期限は5月31日(木)です。

納期限を過ぎますと、納める税額のほかに延滞金も併せて納めていただく場合があります。

また、未納の状態が続きますと、財産(預金、給与、自動車、不動産など)の差押えといった滞納処分を行うこととなりますので、納税がお済みでない方は、お早めに納付ください。

お問い合わせ

茨城県筑西市税事務所

収税第二課

☎0296(24)9190

医療福祉費(福)受給者証の更新について〜ひとり親家庭、重度心身障害者の方〜

(町民税務課)

ひとり親家庭、重度心身障害者の方の(福)受給者証は、6月30日までが有効期限となっております。受給要件を満たす方については、今回から窓口での更新手続を省略し、6月下旬(予定)に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口において更新手続が必要です。7月末までに行ってください。

・転入された方や申告されていない方で、本人及び扶養義務者の所得が確認できない方

・受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更等) ※更新の手続が遅れた場合、手続を行った月からの受給となりますのでご注意ください。

お問い合わせ

町民G(内線300)

赤十字活動資金にご協力を

(健康福祉課)

「人間を救うのは、人間だ。Our World. Your Move」

日本赤十字は、世界187カ国に組織される赤十字・赤新月社のひとつとして、民族紛争や多発する自然災害の被災者に対する海外での救護活動を行っています。

また、国内では災害救護活動を始め、救急法などの講習会、ボランティア、青少年の育成などを行っています。これらの活動は、みなさんからお寄せいただいた活動資金(寄付)によって支えられています。

日本赤十字では、赤十字の活動に賛同し、年間500円以上をご支援いただける方を募集しております。ぜひ、赤十字活動資金にご協力お願いします。

お問い合わせ

社会福祉G(内線236)

介護保険施設利用時の居住費・食費の軽減について

(健康福祉課)

介護保険サービスにおいて居住費や食費は在宅の場合と同じように、原則として全額自己負担となりますが、次表のように利用者負担段階の第1段階から第3段階の方は負担が軽減されます。介護保険施設の入所者、ショートステイ利用者において、該当する方は健康福祉課に申請してください。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が住民税非課税者であって老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・世帯全員が住民税非課税者であって合計所得金額と課税対象年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が住民税非課税者であって、第2段階に該当しない人

厚生労働省主催慰霊巡拝について

(健康福祉課)

戦没者の遺族【配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹】及び弾力的な運用【自費参加として参加遺族の配偶者及び孫・甥・姪】を対象に慰霊巡拝事業を予定しております。

慰霊巡拝事業概要(派遣地域・実施予定時期・募集予定人員)及び参加を希望される方は、お問合せください。

お問い合わせ

社会福祉G(内線236)

親子のよい歯のコンクールについて

(健康福祉課)

県歯科医師会では、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを目指した「8020・6424運動」の一環として、親子のよい歯のコンクールの参加者の募集を行います。

対象者

・平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの児(未就学)とその母親または父親

応募期限

6月22日(金)

お申し込み・お問い合わせ

茨城県歯科医師会
☎029(252)2561

お問い合わせ

高齢者支援G(内線281)